

# 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が就労に有利な資格を取得するために、養成機関（通信制含む）で1年以上修業をする場合に、一定期間の高等職業訓練促進給付金を支給してひとり親家庭の経済的支援を行います。

**対象者** 福生市内にお住まいの、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父で、次のすべての要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当を受給している方又は同等の所得水準の方
- ・ 養成機関（通信制を含む）において一定の課程を修業し、資格取得が見込まれる方
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方
- ・ 過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金/修了支援給付金を受給したことがない方
- ・ （通信制の場合は資格取得希望の関連した仕事に従事している方）

**対象資格** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師、その他市長が特に必要を認める資格

**支給期間** 修業期間中の一定期間（上限48か月）に、支給申請のあった月の分から支給します。また修業期間修了後に修了支援給付金を支給します。

**支給額** 住民税非課税世帯 { 月額10万円（最後の修業期間は月額14万円）  
修了支援給付金 5万円

住民税課税世帯 { 月額7万500円（最後の修業期間は月額11万500円）  
修了支援給付金 2万5000円

**事前面談** 事前面談は予約が必要です。母子父子自立支援員までお問合せください。資格取得への意欲や意気込み、現在の生活状況などをお伺いし、支給の必要性について確認します。結果によっては希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

< 面談時持ち物 >

- ・ 養成機関のパンフレット等（概要、カリキュラム、スケジュール等が確認できるもの）
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 給与明細書又は在籍証明書等（資格に関連した仕事で就業していることが分かる証明）

## 申請に必要な書類

- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・入学許可証
- ・その他必要に応じた書類等
- ・印鑑

※修業開始までに必ず申請してください。

## 請求に必要な書類

### <通学受講者>

- ・請求書
- ・在学証明書
- ・修業を証する書類（四半期毎の出席証明書、修得単位証明書等）
- ・学習状況一覧表（年間スケジュールが確認できるもの）※年に1回

### <通信制受講者>

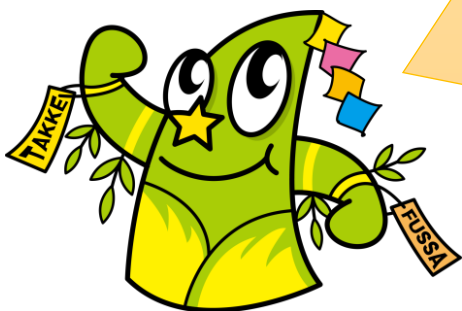
- ・請求書
- ・在学証明書
- ・修業を証する書類（課題提出状況表や履修した日付の入っているもの等）
- ・就労を証する書類（資格に関連した仕事の給与明細書や在籍証明書等）
- ・学習状況一覧表（年間スケジュールが確認できるもの）※年に1回

※通信制の場合、上記書類の提出がないと支給しません。

※学習していない月は基本的に支給しませんので、計画的に受講してください。

## 注意事項

- ・訓練促進給付金等の支給は1人につき1資格のみです。
- ・課税状況に応じて支給月額の変動があります。
- ・不正受給が発覚した場合は、受給した月を遡って全額返還してもらいます。
- ・退学や休学や留年となった場合、市外へ転出した場合、ひとり親でなくなった場合、仕事を辞めた場合（通信制のみ）は支給を停止します。



## まずは事前にご相談ください☆

給付にあたって審査を行います。審査の結果によっては給付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

福生市子ども家庭部 子ども家庭支援課  
子ども家庭支援センター係 母子父子自立支援員  
電話 042-539-2555（直通）